

北秋田市外国人介護人材定着奨励金交付要綱

令和 8 年 7 月 1 日

北秋田市告示第 114 号の 2

(趣旨)

第 1 条 この告示は、市内の介護人材確保及び定着を支援し、もって介護サービスの安定した供給に資することを目的として、市内の介護事業所に勤務する外国人に北秋田市外国人介護人材定着奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することについて、北秋田市補助金等交付要綱（平成17年北秋田市告示第22号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護事業所 市内に所在する介護事業所等であつて、介護保険法（平成 9 年法律第123号）の規定に基づく指定居宅サービス事業所、指定地域密着型サービス事業所、指定居宅介護支援事業所、介護保険施設、指定介護予防サービス事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所及び指定介護予防支援事業所をいう。
- (2) 外国人介護職員 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第 1 の 2 に定める在留資格「介護」、「特定技能」又は E P A（経済連携協定）に基づく外国人介護福祉士候補者の在留資格を有する外国人（当該在留資格から変更された在留資格を有する場合を含む。）であつて、北秋田市に居住し市内の介護事業所に勤務する者であつて、利用者への介護サービスの提供や相談、指導業務等に専ら従事するものをいう（法人内の転勤等により他市から雇用された場合を除く。）。
- (3) 運営法人等 介護事業所を運営する法人又は個人をいう。
- (4) 常勤雇用契約 次に掲げる要件を全て満たす雇用契約をいう。
 - ア 運営法人等と外国人介護職員が直接締結する雇用契約であること。
 - イ 運営法人等が定める常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していること。
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）に定める一般被保険者又は高年齢被保険

者であること。

(5) 基準日 翌月1日（ただし、新規就労においては雇用契約の日とする。）

（奨励金の種類及び金額）

第3条 奨励金の種類及び金額は、次の表に掲げるとおりとする。

奨励金の種類	奨励金の金額
新規就労	5万円
1年	5万円
2年	10万円
3年	10万円
4年	15万円
5年	15万円
キャリアリーダー	20万円

（奨励金の交付対象者）

第4条 奨励金の交付対象となる者は、次の各号に掲げる奨励金の種類の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者（これ以降も継続して本市に勤務する意欲のある者に限る。）とする。

- (1) 新規就労 介護事業所に新規就労する外国人介護職員
- (2) 1年 介護事業所に勤務して1年を超え基準日に至る外国人介護職員
- (3) 2年 介護事業所に勤務して2年を超え基準日に至る外国人介護職員
- (4) 3年 介護事業所に勤務して3年を超え基準日に至る外国人介護職員
- (5) 4年 介護事業所に勤務して4年を超え基準日に至る外国人介護職員
- (6) 5年 介護事業所に勤務して5年を超え基準日に至る外国人介護職員
- (7) キャリアリーダー 国家資格取得後、介護事業所において中核的人材として重要なポスト（ユニットリーダーやフロアリーダー等）を任された外国人介護職員

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に定める交付対象となった者が、当該奨励金の種類に応じた基準日から起算して1年以内に当該介護事業所を退職した場合（傷病その他やむを得ない事由があると認められる場合を除く。）は、奨励金の交付対象としない。

（交付申請）

第5条 奨励金の交付を受けようとする者は、北秋田市外国人介護人材定着奨励金交付申請書兼請求書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

（1） 外国人介護職員の在留カード（写し）（有効期間内のものに限り。）

（2） 外国人介護職員との雇用契約を証明する書類

（3） 勤務証明書（様式第2号）

（4） 推薦書（様式第3号）

（5） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項に掲げる書類のうち、既に添付済みの書類等により必要な確認ができる場合は、これを省略することができる。

3 第1項の申請は、奨励金の種類に応じ、前条の基準日の属する月の末日までに行わなければならない。ただし、当該期限までに申請を行わなかったことについて特別な事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

（交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、交付することを決定したときは北秋田市外国人介護人材定着奨励金交付決定及び交付確定通知書（様式第4号）により、交付しないことを決定したときは北秋田市外国人介護人材定着奨励金不交付決定通知書（様式第5号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（請求及び交付）

第7条 前条の規定により交付の決定を受けた者は、第5条の規定により提出された北秋田市外国人介護人材定着奨励金交付申請書兼請求書をもって奨励金の請求を行ったものとする。

2 市長は、前項の規定により適法な請求書を受け付けたときは、当該受付の日から30日以内に支払を行うものとする。

（奨励金の返還等）

第8条 市長は、第6条の規定による交付決定を受けた者が次の各号に該当すると認めるときは、当該交付決定を取り消すものとする。

（1） 偽りその他不正な手段により奨励金の交付を受けたと認めるとき

(2) 当該奨励金の種類に応じた基準日から起算して1年以内に当該介護事業所を退職した場合（傷病その他やむを得ない事由があると認められる場合を除く。）

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る奨励金を既に交付しているときは、当該奨励金の返還を求めるものとする。

（補則）

第9条 この告示に定めるもののほか、奨励金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年6月25日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、令和8年7月1日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

北秋田市外国人介護人材定着奨励金交付申請書兼請求書

年 月 日

北秋田市長 様

申請者（住所）

（氏名）

北秋田市外国人介護人材定着奨励金の交付を受けたいので、北秋田市外国人介護人材定着奨励金交付要綱第 5 条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。
また、交付決定された際には、その確定した額の支払を請求します。

記

1 交付を申請する奨励金の種類及び金額

（１）奨励金の種類	
（２）奨励金の金額	円
（３）添付書類	

2 振込先（次の口座に振込を依頼します。）

（１）ゆうちょ銀行を除く金融機関

振込 口座	金融機関名	銀行・信用金庫		本店・支店			
		信用組合・農協		出張所			
	フリガナ		預金種目	普通 ・ 当座			
	口座名義		口座番号				

（２）ゆうちょ銀行

記号						番号								
フリガナ						口座名義								

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

北 秋 田 市 長 様

所在地

事業者名

代表者名

電話番号

担当者

勤務証明書

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者氏名	
勤務先	
職種	
勤務期間	年 月 日（雇用開始日）～ 年 月 日（証明日現在）

様式第 3 号（第 5 条関係）

北秋田市長 様

年 月 日

推 薦 書

次の者について、北秋田市外国人介護人材定着奨励金交付要綱第 4 条第 7 号に該当するため、推薦します。

事業所名	
推薦する者	
経験年数	
資格取得	
推薦理由	

様式第4号（第6条関係）

北秋田市外国人介護人材定着奨励金交付決定及び交付確定通知書

年 月 日

様

北秋田市長

年 月 日付けで交付申請のあった北秋田市外国人介護人材定着奨励金については、次のとおり決定しましたので、北秋田市外国人介護人材定着奨励金交付要綱第6条の規定に基づき通知します。

1 奨励金の種類	
2 奨励金の金額	

様式第 5 号（第 6 条関係）

北秋田市外国人介護人材定着奨励金不交付決定通知書

年 月 日

様

北秋田市長

年 月 日付けで交付申請のあった北秋田市外国人介護人材定着奨励金については、下記理由により交付しないことと決定したので、通知します。

不交付の理由